

令和 7 年 1 月 2 日 市議会定例会

令和 7 年 1 月 2 日 提 出

追加議案

橋 本 市

議案目録

議案第 21 号	令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 8 号)について	……P3
議案第 22 号	令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) について	……P8
議案第 23 号	令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)につ いて	……P12
議案第 24 号	令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)について	……P16
議案第 25 号	令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 4 号)について	……P20
議案第 26 号	令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 2 号)について	……P24
議案第 27 号	令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 2 号)につ いて	……P26
議案第 28 号	橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に ついて	……P28
議案第 29 号	橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例等の一部を 改正する条例について	……P51

議案第 21 号

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 8 号)について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 8 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度橋本市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 168,176 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,270,038 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款		項
15 国 庫 支 出 金		
	1 国 庫 負 担 金	
	2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金		
	2 県 補 助 金	
	3 委 託 金	
19 繰 入 金		
	2 基 金 繰 入 金	
歳 入 合 計		

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,944,749	2,316	4,947,065
2,956,279	153	2,956,432
1,961,445	2,163	1,963,608
2,517,583	1,002	2,518,585
771,633	742	772,375
315,835	260	316,095
3,125,888	164,858	3,290,746
3,018,966	164,858	3,183,824
32,101,862	168,176	32,270,038

歳出

(単位：千円)

款		項
1 議	会 費	
		1 議 会 費
2 総 務	費	
		1 総 務 管 理 費
		2 人 権 対 策 費
		3 徹 税 費
		4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
		5 選 挙 費
		6 統 計 調 査 費
		7 監 査 委 員 費
3 民 生	費	
		1 社 会 福 祉 費
		2 児 童 福 祉 費
		3 生 活 保 護 費
4 衛 生	費	
		1 保 健 衛 生 費
		2 清 掃 費
6 農 林 水 産 業	費	
		1 農 業 費
		2 林 業 費
7 商 工	費	
		1 商 工 費
8 土 木	費	
		2 道 路 橋 梁 費
		4 都 市 計 画 費
		5 住 宅 費
9 消 防	費	
		1 消 防 費
10 教 育	費	
		1 教 育 総 務 費
		2 小 学 校 費
		3 中 学 校 費
		5 社 会 教 育 費

補 正 前 の 額	補 正 額	計
237,550	3,870	241,420
237,550	3,870	241,420
3,936,062	33,658	3,969,720
3,209,510	21,576	3,231,086
15,803	210	16,013
325,154	266	324,888
160,134	4,120	164,254
148,059	6,250	154,309
51,089	860	51,949
26,313	908	27,221
12,525,434	45,069	12,570,503
6,819,554	27,766	6,847,320
4,891,828	14,435	4,906,263
814,050	2,868	816,918
3,181,996	8,084	3,190,080
804,568	1,405	805,973
1,296,165	6,679	1,302,844
857,438	8,318	865,756
770,895	7,508	778,403
86,543	810	87,353
1,273,855	7,353	1,281,208
1,273,855	7,353	1,281,208
2,079,575	4,939	2,084,514
568,192	1,550	569,742
1,057,314	3,739	1,061,053
402,646	350	402,296
2,159,086	20,500	2,179,586
2,159,086	20,500	2,179,586
2,775,469	36,385	2,811,854
845,993	16,757	862,750
280,004	3,240	283,244
227,688	1,039	228,727
633,463	10,790	644,253

款		項	
10 教育費		6 保健体育費	
歳出	合計		

補正前の額	補正額	計
780,401	4,559	784,960
32,101,862	168,176	32,270,038

議案第 22 号

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)を、別紙のとおり
議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 818 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,134,466 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款		項
5 繰	入	金
	1 一 般 会 計	繰 入 金
	2 基 金	繰 入 金
歳 入	合	計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
531,240	818	532,058
531,240	421	531,661
0	397	397
7,133,648	818	7,134,466

歳 出

(単位：千円)

款	項
1 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	2 徹 税 費
4 保 健 事 業 費	
	2 保 健 事 業 費
歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
119,954	632	120,586
112,805	421	113,226
6,976	211	7,187
95,443	186	95,629
19,298	186	19,484
7,133,648	818	7,134,466

議案第 23 号

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度橋本市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,457 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,859,406 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款		項
3 国 庫 支 出 金		
	2 国 庫 補 助 金	
4 支 払 基 金 交 付 金		
	1 支 払 基 金 交 付 金	
5 県 支 出 金		
	2 県 補 助 金	
7 繰 入 金		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	
歳 入 合 計		

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,455,934	497	1,456,431
368,978	497	369,475
1,720,403	537	1,720,940
1,720,403	537	1,720,940
929,766	249	930,015
41,442	249	41,691
1,282,821	5,174	1,287,995
1,098,338	5,174	1,103,512
6,852,949	6,457	6,859,406

歳 出

(単位：千円)

款		項
1 総務費		
	1 総務管理費	
3 地域支援事業費		
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	
	3 一般介護予防事業費	
歳出	合計	

補正前の額	補正額	計
220,557	4,468	225,025
89,960	4,468	94,428
296,006	1,989	297,995
222,138	1,234	223,372
40,708	755	41,463
6,852,949	6,457	6,859,406

議案第 24 号

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,046 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,281,923 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項
3 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,218,374	2,046	1,220,420
1,218,374	2,046	1,220,420
2,279,877	2,046	2,281,923

歳 出

(単位：千円)

款	項
1 総 務 費	
1 総 務 管 理 費	
歳 出 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
44,534	2,046	46,580
44,355	2,046	46,401
2,279,877	2,046	2,281,923

議案第 25 号

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 4 号)に
ついて

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 4 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 7 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 409 千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 539,355 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款		項	
4 繰 入 金			
		1 基 金	繰 入 金
歳 入		合	計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
277,669	409	278,078
277,669	409	278,078
538,946	409	539,355

歳出

(単位：千円)

款	項
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
歳 出 合 計	

補正前の額	補正額	計
526,166	409	526,575
526,166	409	526,575
538,946	409	539,355

議案第 26 号

令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度橋本市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(支出)		(単位：千円)	
科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	2,020,956	5,506	2,026,462
第1項 営業費用	1,893,841	5,506	1,899,347

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)			
科 目	既決予定額	補 正 額	計
(1) 職員給与費	186,080	5,506	191,586

令和7年12月12日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 27 号

令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度橋本市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(支出)		(単位：千円)	
科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 下水道事業費用	1,951,444	2,427	1,953,871
第1項 営業費用	1,781,800	2,427	1,784,227

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額371,129千円は過年度分損益勘定留保資金等307,893千円と当年度分損益勘定留保資金63,236千円で補填するものとする。）。

(支出)		(単位：千円)	
科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	1,357,096	1,212	1,358,308
第1項 建設改良費	450,130	1,212	451,342

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)			
科 目	既決予定額	補 正 額	計
(1) 職員給与費	90,690	3,639	94,329

令和7年12月12日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 28 号

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p>

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満
である職員 22,800円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満
である職員 25,900円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満
である職員 29,100円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満
である職員 32,300円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満
である職員 35,500円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円
(3) 略
3~6 略
(期末手当)
第19条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
4・5 略
(勤勉手当)
第20条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満
である職員 21,600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満
である職員 24,400円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満
である職員 26,200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満
である職員 28,000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満
である職員 29,800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
(3) 略
3~6 略
(期末手当)
第19条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
4・5 略
(勤勉手当)
第20条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する

次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3~5 略

次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3~5 略

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第8条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
再任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時間	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
勤務職	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
員以外の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100

	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	266,200	305,800	355,700				
	87	266,500	306,100	356,100				
	88	266,800	306,400	356,500				
	89	267,100	306,700	356,700				
	90	267,400	307,000	357,100				
	91	267,700	307,300	357,500				

	92	268,000	307,600	357,900				
	93	268,300	307,800	358,100				
	94		308,000	358,400				
	95		308,300	358,800				
	96		308,700	359,100				
	97		308,900	359,400				
	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200	円 613,700
再任用	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
短時間	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500

勤務職員以外の職員	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		

	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1		円	円	円	円	円
再任用	2	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
短時間	3	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
勤務職	4	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
員以外	5	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
の職員	6	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
		211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300

	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	

	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		
	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		
	101		306,800	345,100	367,800		
	102		307,000	345,300			
	103		307,200	345,700			
	104		307,500	345,900			

	105		307,800	346,100			
	106			346,400			
	107			346,800			
	108			347,200			
	109			347,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800	円 373,400
再任用	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
短時間	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
勤務職員	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
員以外の職員	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300

	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	

	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000		
	89	297,200	325,500	362,800	381,300		
	90	297,700	326,500	363,400	381,800		
	91	298,200	327,500	364,000	382,100		
	92	298,700	328,500	364,600	382,400		
	93	299,200	329,300	365,000	383,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500		
	95	300,100	330,700	365,900	384,000		
	96	300,700	331,300	366,300	384,500		
	97	301,300	331,800	366,800	385,100		
	98	301,800	332,100	367,200	385,600		
	99	302,300	332,600	367,700	386,100		
	100	302,800	333,200	368,100	386,500		
	101	303,200	333,600	368,400	387,100		
	102	303,700	334,100	368,900	387,600		
	103	304,100	334,700	369,200	388,100		
	104	304,500	335,200	369,500	388,600		
	105	304,900	335,600	369,900	389,200		
	106	305,300	336,100	370,400	389,600		
	107	305,700	336,600	370,900	390,100		
	108	306,000	337,100	371,400	390,600		
	109	306,200	337,500	371,900	391,200		
	110	306,500	337,800	372,400			
	111	306,700	338,100	372,900			
	112	307,000	338,400	373,300			
	113	307,300	338,700	373,700			
	114	307,500	339,100	374,100			
	115	307,800	339,400	374,600			
	116	308,000	339,700	375,100			
	117	308,300	339,900	375,500			
	118	308,500	340,200	376,000			
	119	308,800	340,500	376,500			
	120	309,100	340,700	377,000			
	121	309,400	340,900	377,300			
	122	309,700	341,200				
	123	310,000	341,500				
	124	310,300	341,800				
	125	310,500	342,000				
	126	310,700	342,300				
	127	311,000	342,600				
	128	311,400	342,800				
	129	311,600	343,000				
	130	311,900	343,200				
	131	312,200	343,500				

	132	312,600	343,700				
	133	312,800	344,000				
	134	313,100	344,400				
	135	313,400	344,800				
	136	313,700	345,200				
	137	313,900	345,500				
	138	314,200	345,900				
	139	314,500	346,300				
	140	314,800	346,700				
	141	315,000	347,000				
	142	315,300	347,400				
	143	315,700	347,700				
	144	316,000	348,100				
	145	316,200	348,400				
	146	316,400	348,800				
	147	316,700	349,200				
	148	317,000	349,600				
	149	317,200	349,900				
	150	317,400	350,300				
	151	317,700	350,700				
	152	318,000	351,100				
	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

(橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第2条 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成18年橋本市条例第56号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例 (平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項 を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とある のは「議長等」と、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは 「<u>100分の235</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月 額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員 報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとす る。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例 (平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項 を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とある のは「議長等」と、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは 「<u>100分の230</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月 額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員 報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとす る。</p>

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第3条 橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中</p>

「100分の127.5」とあるのは「100分の235」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 略

「100分の125」とあるのは「100分の230」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 略

(橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太枠の部分である。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与の特例等)		(特定任期付職員の給与の特例等)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	405,000円	1	392,000円
2	455,000円	2	440,000円
3	508,000円	3	492,000円
4	574,000円	4	555,000円
5	655,000円	5	634,000円
6	765,000円	6	740,000円
7	893,000円	7	864,000円
2~3 略 (給与条例の適用除外等)		2~3 略 (給与条例の適用除外等)	
第8条 略		第8条 略	
2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員(次項		2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員(次項	

において「管理監督職員」という。)が」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「管理監督職員」という。)が」と、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

(任期付職員の給与の特例)

第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下「任期付職員」と総称する。)には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	200,300円
2級	227,800円
3級	269,500円
4級	290,100円
5級	305,700円
6級	331,900円
7級	374,800円

2・3 略

において「管理監督職員」という。)が」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「管理監督職員」という。)が」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(任期付職員の給与の特例)

第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下「任期付職員」と総称する。)には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	192,000円
2級	219,500円
3級	260,000円
4級	279,700円
5級	294,900円
6級	320,600円
7級	362,700円

2・3 略

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 橋本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(扶養手当)	(扶養手当)

第14条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1)～(5) 略

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等(前項第2号から第5号までの者をいう。)については1人につき6,500円、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円とする。

4・5 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する

第14条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) 略

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者については3,000円、扶養親族たる父母等(前項第3号から第6号までの者をいう。)については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円とする。

4・5 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する

次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 略

次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第6条 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第7条 橋本市特別職給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>

(橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第8条 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が」とあるのは「前条第1</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が」とあるのは「前条第1</p>

項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「管理監督職員」という。)が」と、給与条例第19条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「管理監督職員」という。)が」と、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第5条から第8条までの規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の橋本市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第14条の2第2項第2号、別表第1及び別表第2の規定及び第4条の規定による改正後の橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第19条第2項、第20条第2項第1号の規定、第2条の規定による改正後の橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(以下「費用弁償等支給条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の橋本市特別職給与条例(以下「特別職給与条例」という。)の規定及び第4条の規定による任期付職員条例第8条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定、第2条の規定による改正後の費用弁償等支給条例の規定、第3条の規定による改正後の特別職給与条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第2条の規定による改正前の費用弁償等支給条例、第3条の規定による改正前の特別職給与条例又は第4条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条

例、第2条の規定による改正後の費用弁償等支給条例、第3条の規定による改正後の特別職給与条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 29 号

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例について

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

(橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部改正)

第1条 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例(平成18年橋本市条例第217号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び第3項中「市長及び副市長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中<u>「100分の235」</u>とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。</p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び第3項中「市長及び副市長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中<u>「100分の230」</u>とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。</p> <p>第4条・第5条 略</p>

第2条 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び第3項中「市長及び副市長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中<u>「100分の232.5」</u>とあるのは「100分の225」と読</p>	<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び第3項中「市長及び副市長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中<u>「100分の235」</u>とあるのは「100分の225」と読み</p>

み替えるものとする。
第4条・第5条 略

替えるものとする。
第4条・第5条 略

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。